

(別添3) 標準入札説明書例

入札説明書

和歌山県の○○○○建設工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 ○年○月○日
- 2 入札契約事務担当課
和歌山県 ○○○部 ○○○課 ○○○班
〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電話073-441-○○○○
- 3 工事概要
 - (1) 工事年度及び工事番号 ○年度○○○第○○○号
 - (2) 工事名 ○○○○建設工事
 - (3) 工事場所 ○○○地内
 - (4) 工事概要 ○○○
 - (5) 工期 ○年○月○日まで
 - (6) 予定価格 事後公表
 - (7) 調査基準価格 事後公表
 - (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後V E方式工事である。（対象となる場合に記載）
 - (9) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年11月4日制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。（対象となる場合に記載）
 - (10) 本工事は和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
 - (11) 本工事は低入札価格調査実施要領（平成16年6月15日施行。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査の対象工事である。
- 4 入札参加資格
単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - (1) 単体企業の場合
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者にあつては更正計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - ウ 上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
 - エ 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。
 - オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。
 - カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - キ 建設業法に基づく○○工事業の特定建設業の許可を受け、継続して5年を経過している者であること。
 - ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15

- 日制定。以下「資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- ケ 和歌山県建設工事暴力団等排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- サ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査結果の総合評定値が〇〇〇〇点以上であること。ただし本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。
- シ 〇〇年4月1日から入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書類」という。)を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した、〇〇による〇〇工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ス 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- あ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- い 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者
- う これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (イ) 〇〇年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した、〇〇による〇〇工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (ウ) 監理技術者資格者証を有する者であること。
- (エ) 申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在すること)にあること。
- (オ) 開札日以降に他の工事に従事していない者であること(開札日以降に他に従事する工事の契約工期が含まれないこと。)
- (2) 共同企業体の場合
- ア 共同企業体の構成員は(1)のアからコに掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 共同企業体の構成員数は、〇者であること。
- ウ 構成員当たりの出資比率は、〇〇%以上であること。
- エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- オ 共同企業体の代表者となる者は、(1)のサ、シ及びスに掲げる要件を満たしていること。また、構成員の中で最大の施工能力を有する者で、出資比率は、構成員の中で最大であること。
- カ 共同企業体の代表者以外の構成員は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査結果の総合評定値が〇〇〇〇点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。
- キ 共同企業体の代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- (3) (1)シの施工実績及び(1)スの配置予定の技術者の工事の施工経験は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び施工経験を有するものであること。
- (4) (1)シの施工実績及び(1)スの配置予定の技術者の工事の施工経験については、〇年4月1日から公告の日までに元請として工事目的物が完成し引渡しが完了したもの

に限る。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書類を提出し、知事から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 : ○年○月○日()から○年○月○日()までの和歌山県の
休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の
休日(以下「休日」という。)を除く日の午前○時から午後○
時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出場所 : 2に同じ。

ウ 提出方法 : 申請書類の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 申請書は、単体企業による場合は別記様式1-1、共同企業体による場合は別記様式1-2により作成すること。

- (3) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 施工実績(別記様式2)

(ア) 4(1)シに掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件とする。

(イ) 記載する工事を選定する優先順位は、原則として国土交通省発注の県内工事並びに和歌山県県土整備部及び農林水産部発注工事(国土交通省、県土整備部及び農林水産部所管事業で出先機関(振興局建設部等)が発注する工事を含む。以下同じ。)、国土交通省及び和歌山県発注のその他の工事、その他の公共機関が発注する工事の順位とする。

(ウ) 記載した施工経験のすべての内容が確認できる書類として、請負契約書の写し(工事名、工期、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)、発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。)、受領書が付いたCORINS竣工時工事カルテ等の書類を添付すること。

イ 配置予定の技術者(別記様式3)

(ア) 4(1)スに掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の施工経験を別記様式3に記載すること。共同企業体の場合は、共同企業体の代表者が配置する予定の技術者についてのみ記載すること。記載する同種の工事の施工経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の施工経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある。

(イ) 記載した施工経験のすべての内容が確認できる書類として、請負契約書の写し(工事名、工期、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)、発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。)、受領書が付いたCORINS竣工時工事カルテ等の書類を添付すること。

(ウ) 記載した配置予定技術者の監理技術者証の写しを添付すること。

(エ) 記載した配置予定技術者が継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係に

あることが確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。

(ウ) 落札者は、別記様式3に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置しなければならない（病気、死亡、退職等のため真にやむを得ない場合を除く。）。

ウ 建設業法に基づく特定建設業の許可を受けたことを証する書面の写しを添付すること（共同企業体の場合は、構成員全員について提出すること。）。

エ 経営規模等評価結果通知書総合評点値通知書の写し（本件工事の入札参加資格申請の日において有効かつ最新のもの。共同企業体の場合は、構成員全員について提出すること。）を添付すること。

オ 建設工事共同企業体協定書（別記様式5-1）（共同企業体による場合のみ）

カ 委任状（別記様式5-2）（共同企業体による場合で、共同企業体の代表者又は構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合のみ）

(4) 入札参加資格の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は○年○月○日までに入札参加資格確認結果通知書（別記様式4）により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限： ○年○月○日（ ）午後○時

イ 提出場所： 2に同じ。

ウ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 知事は、説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書に対する質問（10の技術提案の作成に関する質問を含む。）がある場合においては、次に従い、持参、ファクシミリ又は電子メール（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間： ○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）まで

持参する場合は、上記期間の休日を除く日の午前○時から午後○時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所： 持参による場合 2に同じ。

ファクシミリによる場合 ○○○○○

電子メールによる場合 ○○○○○

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）（<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>）に掲載する。

ア 閲覧の期間及び場所

期間： ○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）までの休日を除く日の午前○時から午後○時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

場所： 2に同じ。

イ 入札情報システムに掲載する期間

期間： システム停止時間を除く○年○月○日（ ）○○時から開札日時まで（システム停止時間：土曜日の午前0時～7時及び土曜日以外の午前3時～5時。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

8 入札書の提出方法並びに提出場所及び期間

(1) 入札書提出期間において、和歌山県条件付き一般競争入札における和歌山県建設

工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づく〇〇工事業の資格の認定を受けている者（以下「入札参加資格認定者」という。）で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム使用可能者」という。）は、原則として電子入札システムを使用して入札するものとし、それ以外の者は持参又は郵送により入札するものとする。

(2) 電子入札システムによる場合

- ア この入札においては和歌山県公共工事等電子入札運用基準（平成19年6月1日施行）を適用せず、この入札説明書に定めるところにより取り扱うものとする。
- イ 電子入札システムによる入札期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの電子入札システム利用可能時間とする。電子入札システム利用可能時間は、午前9時から午後5時30分までの間（休日及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。）とする。なお、システム障害その他不測の事態により電子入札システムにより入札ができない期間が生じても、入札期間の延長は行わない。
- ウ 入札参加者は、入札書に工事費内訳書を添付の上提出すること。また、技術提案及び入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票を入札書に添付するものとする。

工事費内訳書の様式は建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領（平成20年6月1日制定）の別記第2号様式によるものとし、入札担当者連絡票の様式は、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領（平成19年6月1日制定。以下「電子入札実施要領」という。）の別記第3号様式によるものとする。

なお、これらの様式は電子入札システムのホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>）のメニュー「運用基準／様式／要領」に掲載している。

- エ 共同企業体の場合は、入札書に共同企業体の名称を明記する（電子入札システムの入力書画面の「JV参加」欄にチェックを入れ、「企業名称」欄に共同企業体名を入力して入札する）こと。
- オ 入札書等は、入札書受付票が電子入札システムにより発行されたことをもって提出されたものとする。
- カ 工事費内訳書、技術提案、技術提案に添付する参考資料（以下「参考資料」という。）及び入札担当者連絡票（以下これらをあわせて「入札書添付資料」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかとする。
 - (ア) 〇〇（使用のバージョンに関わらず〇〇形式以下での保存に限る。）
 - (イ) 〇〇（使用のバージョンに関わらず〇〇形式以下での保存に限る。）
- キ ファイル圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式とする。この場合において自己解凍方式は指定しないものとする。
- ク カ及びキによらず提出された入札書添付資料は提出がないものとみなす。
- ケ 入札参加者は、入札書添付資料の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ(3)に示す期間内に次の方法で提出すること。
 - (ア) 参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合はその名称）、建設業許可番号（共同企業体の場合は共同企業体の代表者の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、持参により提出するものとする（この場合において、参考資料を除く入札書添付資料の容量が3メガバイトを超えないこと。）
- コ 電子入札を利用することができるICカードは、入札参加資格認定者で、和歌

山県と契約を締結する権限を有する者のＩＣカードに限る。

サ 共同企業体における入札可能なＩＣカードは、共同企業体の代表者のＩＣカードとする。共同企業体の代表者が電子入札システム使用可能者でない場合は、持参又は郵送による入札とすること。

シ 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) コ又はサ以外のＩＣカードを使用して入札をした場合

(イ) 他人のＩＣカードを不正に使用して入札に参加した場合

(ウ) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず変更前の契約締結権限保有者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(エ) 同一案件に対し、同一の者が複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(オ) その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(3) 持参による場合

ア 提出期間： ○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）までの休日を除く日の午前○時から午後○時までの間（正午から午後１時までの間を除く。）

イ 提出場所： ２に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 入札参加者は、入札書、工事費内訳書及び技術提案（参考資料を含む。）（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ封印をし、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合はその名称）、建設業許可番号（共同企業体の場合は共同企業体の代表者の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、入札公告に示す場所に提出するものとする。

(イ) 入札参加者は、入札書等の提出の際に入札参加資格確認通知書の写しを持参し入札書等に添えて提出するものとする。

(ウ) 入札書は別記様式６－１（共同企業体にあつては別記様式６－２）によるものとする。

(4) 郵送による場合

ア 提出期限： ○年○月○日（ ）午後○時まで（期限までに到着したもののみ有効）

イ 提出先： ２に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 簡易書留郵便とすること。

(イ) (3)ウ(ア)により封筒に入れ封印した入札書等と入札参加資格確認通知書の写しを同封し、提出先に郵送するものとする。

(ウ) 入札書は別記様式６－１（共同企業体にあつては別記様式６－２）によるものとする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は、認めないものとする。

(7) 入札執行回数は、１回とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税

相当額を加えたものをいう。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、(7)に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。また、(1)に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

(7)

あ 利付国債又は地方債

い 知事が確実と認める金融機関の保証(ただし、保証期間は入札保証に係る書類の提出日から〇年〇月〇日までを含むこと。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。)

(1)

あ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合(ただし、保険期間は書類の提出日から〇年〇月〇日までを含むこと。また、定額てん補方式であること。)

い 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間に契約保証の予約をした場合(ただし、予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。また、予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。)

イ 入札保証金の納付等

(7) 入札保証金の納付又は利付国債の提供によろうとする場合は、所定の手続に日数を要するため、〇年〇月〇日までに入札契約事務担当課まで申し出て、その指示に従い手続を行うこと。

(1) 金融機関等の保証による場合は保証書を、入札保証保険契約を締結した場合は入札保証保険証券を、契約保証の予約による場合は契約保証の予約証書を次により入札契約事務担当課に提出すること。

あ 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は簡易書留郵便とし、封筒の表面に「〇〇工事の入札保証に係る書類在中」と記載すること。

い 提出期間

〇年〇月〇日()から〇年〇月〇日()までの休日を除く日の午前〇時から午後〇時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

ただし、郵便による場合は、〇年〇月〇日()午後〇時を受領期限とする。)

ウ 入札保証金は、落札決定後還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金納付の際に還付するものとする。落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

エ 次に該当する場合は、その入札参加者を失格とする。

(7) 入札保証金等が未納付又は金額が不足している場合

(1) イ(1)に係る書類に不備があると認められる場合

オ 一度提出された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更は認めない。

カ 上記の他、入札保証金の取扱いについては、建設工事における入札保証に関する取扱要領(平成23年1月19日制定)によるものとする。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の額は契約金額の10分の1(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3)とする。ただし、(ア)に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。また、(イ)に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

(7)

あ 利付国債又は地方債

い 知事が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証（ただし、保証期間が工期以上であること。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。）

(イ)

あ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合（ただし、保険期間は工期以上であること。また、定額てん補方式であること。）

い 保険会社等の工事履行保証証券による保証（ただし、保証期間は工期以上であること。）

イ 上記の他、契約保証金の取扱いについては、建設工事請負契約における契約保証に関する取扱要領（平成23年1月19日制定）によるものとする。

1 0 技術提案

技術提案は「技術提案作成要領」により作成すること。

1 1 開札

(1) 開札の場所、開札日時及び開札予定時刻

ア 場所 2に同じ。

イ 開札日 ○○年 月 日 ()

ウ 開札予定時刻 時 分

(2) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

1 2 失格

(1) 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

ア 入札参加資格がない者

イ 所定の時刻までに入札しなかった者

ウ 記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

エ 金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

カ 9(1)エに該当する者

キ 同一の入札について2以上の入札をした者

ク 工事費内訳書及び技術提案を提出しなかった者

ケ 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

コ 入札書提出日から落札決定までにおいて、4に規定する要件を満たさない者

サ 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

シ 虚偽の技術提案を提出した者

ス 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者

セ 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

ソ 8(2)シに該当する場合

タ その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

(2) (1)に該当する者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す場合がある。

1 3 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、(6)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

- (2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を含まない。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。
- (3) 低入札価格調査において、低入札要領の「10 入札の執行」についてはこれを適用せず、次により取り扱うものとする。
- ア 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札を保留し、電子入札システムにより入札を行ったすべての入札者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、電子入札システムによらず入札を行った入札者に対しては別途、ファクシミリ又は電話により、落札を保留した旨を告げる。また、調査基準価格を下回っているすべての入札者（低入札価格提示者）に対し、ファクシミリ又は電話により調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる（調査実施に係る通知文書は別途、送付又は手渡す。）。なお、調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する可能性があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位のみ回答するものとする。
- (4) 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とするものとする。
- (5) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は低入札価格調査を行い、落札者とするものとする。調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (6) 総合評価の方法
- ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は〇点とする。また、標準点は〇点とする。
- イ 標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値を評価値とする。
- (7) 総合評価の評価項目
- ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
- (ア) 〇〇〇についての提案
- (イ) 〇〇〇についての提案
- イ 〇〇〇
- ウ 〇〇〇
- (8) 留意事項
- ア 入札金額は、技術提案を行った全ての内容を実施するために必要な費用を含めて見積もるものであること。
- イ 技術提案は確実に施工ができるものとする。
- ウ 過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。
- エ 受注者の責めで採用された技術提案のとおり施工がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。更に、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額若しくは損害賠償請求を行う場合がある。
- オ 引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合、工事成績評定の減点を行うとともに、エと同様の措置等を課す場合がある。
- カ 技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力による状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。

1 4 落札結果の公表等

(1) 落札予定日 ○○年○○月○○日 ()

(2) 経過の公表

ア 開札状況の公表

(ア) 入札契約事務担当課は、開札後に、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載した入札経過書を作成し、公表するものとする。なお、入札経過書の様式は電子入札実施要領の別記第4号様式に準じるものとする。

(イ) 公表日 ○○年 月 日 ()

(ウ) 公表予定時刻 時 分

イ 入札契約事務担当課は、低入札価格調査に着手したときはその旨を公表するものとする。

ウ 入札契約事務担当課は、(1)の予定日を変更するときは、その旨を公表するものとする。

(3) 入札結果の公表

ア 公表予定日 落札決定後速やかに。

(4) 公表方法

経過の公表及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、2の場所において閲覧により行う。

1 5 手続における交渉の有無 無

1 6 契約書作成の要否等 別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 7 議会の議決 要

1 8 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有

1 9 各会計年度における請負代金の支払限度額

(1) ○○年度 請負代金額の約○○%の金額

(2) ○○年度 請負代金額の約○○%の金額

2 0 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 1 苦情申立て

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、和歌山県における政府調達に関する苦情処理手続（平成11年和歌山県告示第613号）により、和歌山県政府調達苦情検討委員会（連絡先：和歌山県会計課、電話073-441-3281（直通））に対して苦情を申立てることができる。

2 2 関連情報を入手するための照会窓口 2に同じ。

2 3 契約に関する事項

(1) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、4に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）における（資格認定）に基づく認定を同基準の（参加資格）の(5)の資格を欠くことにより取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。
- ウ 土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

2.4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書類、技術提案又はその他の提出書類に虚偽の記載をした場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある。
- (3) 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は、取り止めることができるものとする。
- (4) 落札者は、申請書類に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (5) その他
 - ア 申請書類、技術提案及びその他の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 知事は、提出された申請書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書類、技術提案及びその他の提出書類は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書類、技術提案又はその他の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書類、技術提案及びその他の提出書類に関する問い合わせ先 2に同じ。